

【各項目の説明】

①労災保険料(掛け金)のメリット差額

『メリット制の適用により、災害が発生していなければ工事終了後に還付されるはずであった保険料』と、『災害に伴う労災給付金に応じて追徴、または減額して還付される保険料』との差額。

②労災給付金

労働災害について、保険管掌者である政府が被災者や遺族に対して行う保険給付。法定補償金。

③会社上積補償

法定の労災保険給付への上積み分として、被災者や遺族に対し会社の規定に基づいて支払う補償。

具体的には、療養補償費、休業補償費、付加休業補償費、障害補償費、遺族補償費、葬祭料、傷病見舞金、退職金割増額、対物補償費など。

④訴訟関係費

被災者やその遺族との訴訟や調停に至った場合に、または訴訟や調停を回避するために要する費用。

具体的には、民事損害賠償額、和解金、示談金、弁護士費用など。

⑤建物等の物的損失

災害により汚損、破損、消失した工事現場内の建物、機械、資材などの修復に要する費用や、リース・レンタル品の返却延滞にかかる費用。

⑥工事の中断による人件費増加分

災害により工事が中断した場合、工期を遅延させないために、被災者以外の従業員が残業や休日出勤を行う場合の人件費の増加分。

⑦工期の遅延による人件費

災害により工期が遅延した場合、遅延期間中に生じる人件費。

⑧工期の遅延による現場管理費の増加額

災害により工期が遅延した場合の、現場管理費（租税公課、福利厚生費、事務用品費など）の増加分。

⑨工期の遅延に伴う違約金

工期の遅延に伴い、発注者などに対して支払う違約金。

⑩被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失

被災者の休業、死亡などにより、『もし災害が発生しておらず、被災者が休業、死亡などをしていなければ、被災者の貢献によって得られたであろう付加価値額』を失うことによる、被災者の所属会社の損失。

⑪工事関係者の不働賃金

工事関係者が災害対応などのため、本来の業務を離れて費やす時間に係る損失。

具体的には、救援・連絡・介添、作業手待ち、調査・記録、現場の整理・復旧、見舞い・付き添い、会葬・応援、安全教育、教育訓練、役所立会い、スケジュール変更・段取り調整などに要する時間の損失など。

⑫指名停止による損失

発注機関などからの指名停止措置による受注機会の減少に伴う損失。

⑬通信交通費など

具体的には、災害に伴い発生する通信交通費、官庁関係費（提出書類の作成、協議など）、地域対策費、新規人員採用費、安全対策費（安全担当者など作業所への常駐職員を増員した場合の人件費）など。

⑭企業イメージや社会的信用力の低下による損失

災害発生や指名停止措置に伴い、企業のイメージや社会的な信用力が低下することによる損失。

Ⅱ. 損失額に対するイメージ

問3. 建設現場で労働災害が発生したら、元請会社と下請会社の損失の総額は、どの程度になると思いますか。以下の3つのケースそれぞれについて、おおよそで結構ですので、発生すると思われる損失額を下の枠内にご記入下さい(ケース2、ケース3の場合、被災者の身体に障害は残らないものとします。)。被災者のプロフィールなどは下記※1を、災害に伴い生じる損失の内訳は下記※2を参考にして、お考え下さい。

ケース1. 『被災者が死亡した場合』

	円
--	---

ケース2. 『被災者が 90 日間休業、入院した場合』

	円
--	---

ケース3. 『被災者が 7 日間休業、通院した場合』

	円
--	---

※1 被災者のプロフィールなど

- ・被災者の年齢、性別… 45 歳、男性
- ・被災者の所属会社… 1 次下請会社 (資本金 1000 万円)
- ・被災者の家族… 妻 (40 歳)、子供 2 人 (17 歳、14 歳)
- ・被災者の平均日額賃金… 10,000 円
- ・元請会社の工事請負金額… 10 億円
- ・元請会社の資本金… 1000 万円

※2 災害に伴い生じる損失の内訳 (各項目の説明については 3 ページをご参照下さい。)

- ・労災保険料のメリット差額 (労災給付金は含みません)
- ・会社上積補償
- ・被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失
- ・工事関係者の不働賃金
本問での災害時には、元請会社職員 延べ 20 人・時間、下請会社作業員 延べ 20 人・時間の対応を要したと仮定します
- ・通信交通費など
- ・被災者との訴訟・示談、建物等の物的損失、工事の中断、工期の遅延、災害に基く指名停止措置、企業イメージや社会的信用力の低下は、生じなかったこととします

Ⅲ. 企業イメージや社会的信用力の低下に対する意識

問4. 建設現場で労働災害が発生すると、以下のどのような場合に、企業イメージや社会的信用力が低下すると思いますか。特に該当するもの、あるいは考えが近いものを3つ選び、番号に○を付けて下さい。

1. 発注機関等から指名停止措置を受けた場合
2. 新聞やテレビなどで報道された場合
3. 近隣住民に迷惑をかけた場合
4. 被災者から訴訟を起こされた場合
5. 工期が遅れた場合
6. 工事の品質が低下した場合
7. 会社の利益が減少した場合
8. その他(具体的に: _____)

Ⅳ. 労働災害損失額の計測について

問5. 貴社では、建設現場で発生した労働災害に伴う損失額(一部を含む)を算出し、それを企業経営や安全活動に活用していますか。該当する番号すべてに○を付けて下さい。

1. 社員の安全意識の高揚・啓発に活用している
2. 会社の安全目標・指針を設定する際の指標として活用している
3. 経営計画、事業計画等を策定する際に活用している
4. 工事や工事担当者の評価・査定に活用している
5. 特に活用していない
6. その他(具体的に: _____)

問6. 貴社では、建設現場の労働災害損失を金額に換算して算出するための手法やツールを活用していますか。該当する番号1つに○を付けて下さい。

1. 会社が独自に作成したものを活用している
2. 市販のソフトなどを活用している
3. 現状、特に活用していないが、今後、活用してみたい
4. 特に活用していないし、今後も活用する予定はない
5. その他(具体的に: _____)

問7. 建設現場の労働災害損失を金額換算して計測する取り組みの重要性について、どのようにお考えですか。該当する番号 1 つに○を付けて下さい。

1. とても重要である
2. やや重要である
3. あまり重要ではない
4. 重要ではない
5. どちらともいえない

問8. 建設現場の労働災害損失を計測する上での課題がありましたら、下欄にご記入下さい。

--

最後に、ご意見などがありましたらご自由にご記入下さい。

--

ご質問は以上です。差し支えないようでしたら、以下に会社名等をご記入下さい。

なお、本調査では、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、その他の関連法令を遵守し、ご記入いただいた会社名等は、所定の規則に従い適切に取り扱います。

貴社名	
御記入者名	
所属部署・役職	
連絡先(電話番号)	

ご協力ありがとうございました。

第3章 国民経済レベルでみた建設現場の労働災害に伴う経済的損失

本章では国民経済レベルでみた建設現場で発生した労働災害に伴う経済損失の計測手法の検討を行う。

3.1 国民経済レベルにおける労働災害損失算出の意義

国民経済レベルにおいて建設現場における労働災害に伴う経済的損失を算出することにより、労働災害損失がわが国の労働生産性に及ぼす悪影響、事業者における安全対策の費用対効果等の計測・分析が可能となり、効果的な安全施策を検討する上で有益な資料になると考える。

3.2 建設現場の労働災害に伴う経済的損失のタイプ

建設現場で発生した労働災害に伴う経済的損失の算出にあたっては、まず、労働災害損失の考え方を明らかにする必要がある。

既往文献調査、計量経済学の専門家へのヒアリング等に基づき、国民経済レベルでみた労働災害損失は、以下に示すように大きく2つのタイプがあると考ええる。

(1) 被災者の労働損失日数に基づく生産力低下

労働災害に伴い被災者が働けなくなることによる生産力の低下を労働災害損失ととらえる。具体的には被災者の労働損失日数に応じた生産高の低下分を損失額とするものである。

(2) 個別事例に基づく労働災害損失の積み上げ

労働災害に伴い発生する事業者の支出の計測等、実態に即して労働災害損失を計測する。具体的には、以下のとおり事業者の損失と労災保険給付の2つが考えられ、これらを合わせたものを労働災害損失とする。

第2章では事業者レベルからみた労働災害損失の計測手法の構築を試みているが、国民経済レベルでは、それに労災保険給付という政府の支出を加える必要がある。

① 事業者の経済的損失

労働災害に伴い、被災者の所属企業、元請企業等、関係する全ての事業者の支出、役務等を金額換算して損失額とする。さらに、事業者が直接支出はしないが被災者の稼働能力喪失に伴う所属会社の損失等も加える必要がある。

② 労災保険給付

労働災害に伴い被災者に支払われる労災保険給付金。

3.3 建設現場の労働災害に伴う国民経済レベルの経済的損失の試算

(1) 被災者の労働損失日数に基づく生産力低下

既往文献調査の結果、国民経済レベルの労働災害損失の計測に関わる研究はほとんど見受けられなかったものの、中央労働災害防止協会「安全対策の費用対効果」では、被災者の労働損失日数に基づく生産力の低下を損失ととらえ、全産業を対象とした国民経済レベルでの労働災害損失を試算している。その算出フローを以下に示す。

- Step 1 強度率に年間延労働時間を乗じ労働損失日数を算出する
- Step 2 労働損失日数と平均労働時間、平均労働日数より労働損失人数を算出する
- Step 3 産出高、就業者数から産出高生産性を算出する
- Step 4 Step 2 で算出した平均損失人数と Step 3 で算出した産出高生産性から労働災害損失額を算出する

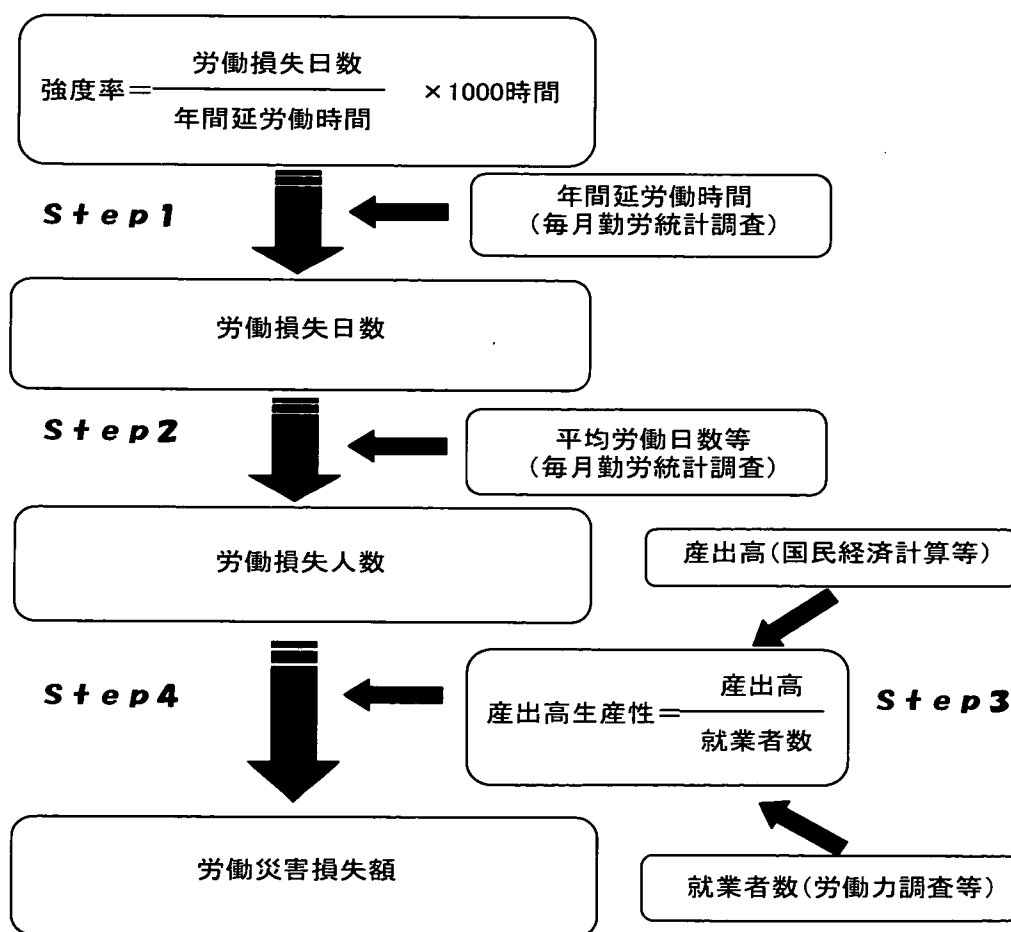


図 3.3.1 被災者の労働損失日数に基づく生産力低下による損失額算出フロー

(参考) 労働損失日数における死亡災害 7500 日の根拠

・・・・・・スウェーデンにおいては、15 カ年間の災害及び死亡統計による特別な研究がなされたが、それによれば、勤労生活の平均見込期間は、1903 年～1907 年においては 24.13 年。1908 年～1912 年においては 25.17 年。1913 年～1917 年においては 25.00 年であった。この故に勤労生活の平均見込期間は約 25 年または 7500 労働日と見積られた。・・・・・・

出所：産業福利協会、産業災害統計の方法、1928 年

ここでは、この算出方法に基づき、1991年から2000年までの10年間における建設業の労働災害損失額を試算するとともに、他産業と比較するため、鉱業、製造業、運輸・通信業、電気・ガス・水道、サービス等の業種別の労働災害損失額を試算した。試算結果を以下に示す。

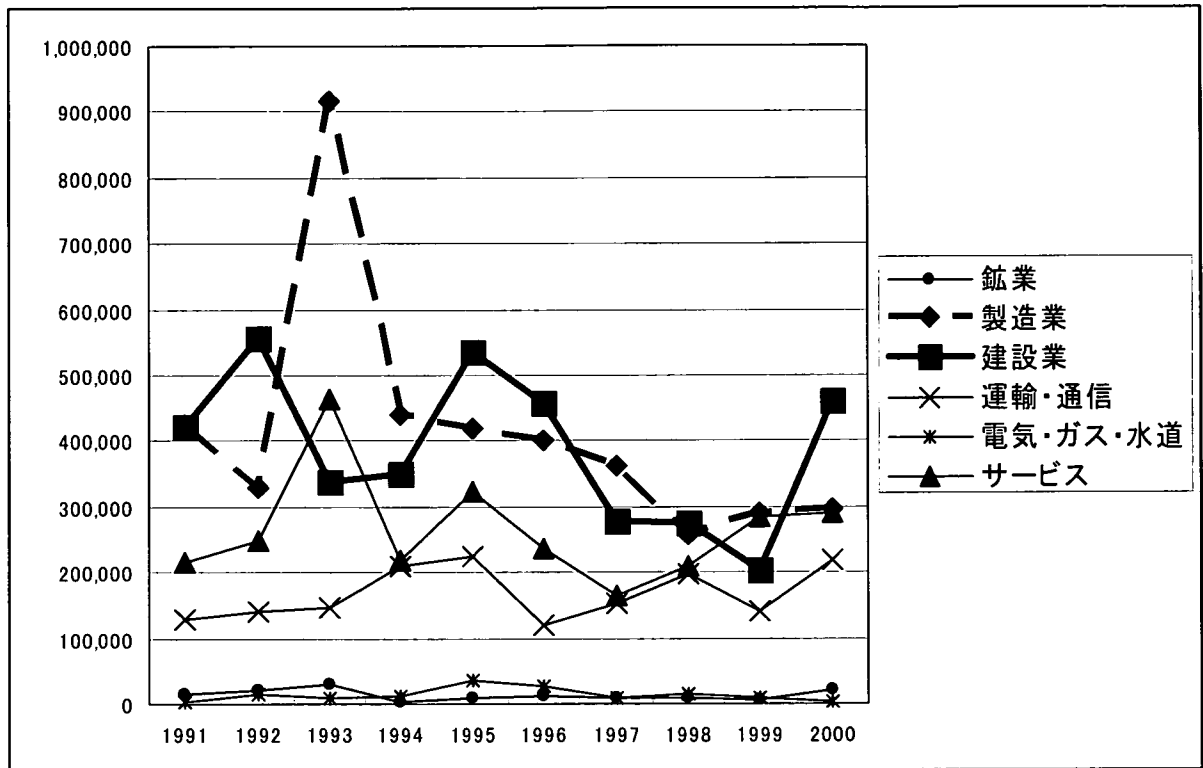


図 3.3.2 産業別労働災害損失額の推移（単位：百万円）

表 3.3.1 産業別労働災害損失額の推移

(単位：百万円)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
鉱業	13,976	20,447	28,752	4,459	7,931	12,668	8,419	9,049	4,695	19,687
製造業	426,540	328,584	916,893	441,489	419,146	401,169	363,292	256,823	290,929	296,817
建設業	423,140	555,938	338,365	351,011	536,420	458,300	278,932	276,039	203,515	462,020
運輸・通信	127,895	140,848	146,686	209,868	223,395	120,894	151,495	197,801	139,915	217,499
ガス・電気・水道	3,380	14,265	9,068	13,278	37,321	25,725	8,173	14,181	7,955	1,970
サービス	214,756	247,842	464,277	218,848	323,976	236,235	165,631	208,461	285,166	290,581
合計	1,209,688	1,307,925	1,904,040	1,238,953	1,548,189	1,254,991	975,941	962,353	932,173	1,288,573

上図をみると、1991年から2000年までの間において、建設業と製造業の労働災害損失額が他産業に比べ高い傾向にある。2000年では建設業の労働災害損失額は最も高く約5,000億円である。

これを対GDP比で見ると建設業が最も高い傾向にあり、GDP比は1.0～4.5%に及んでいる。

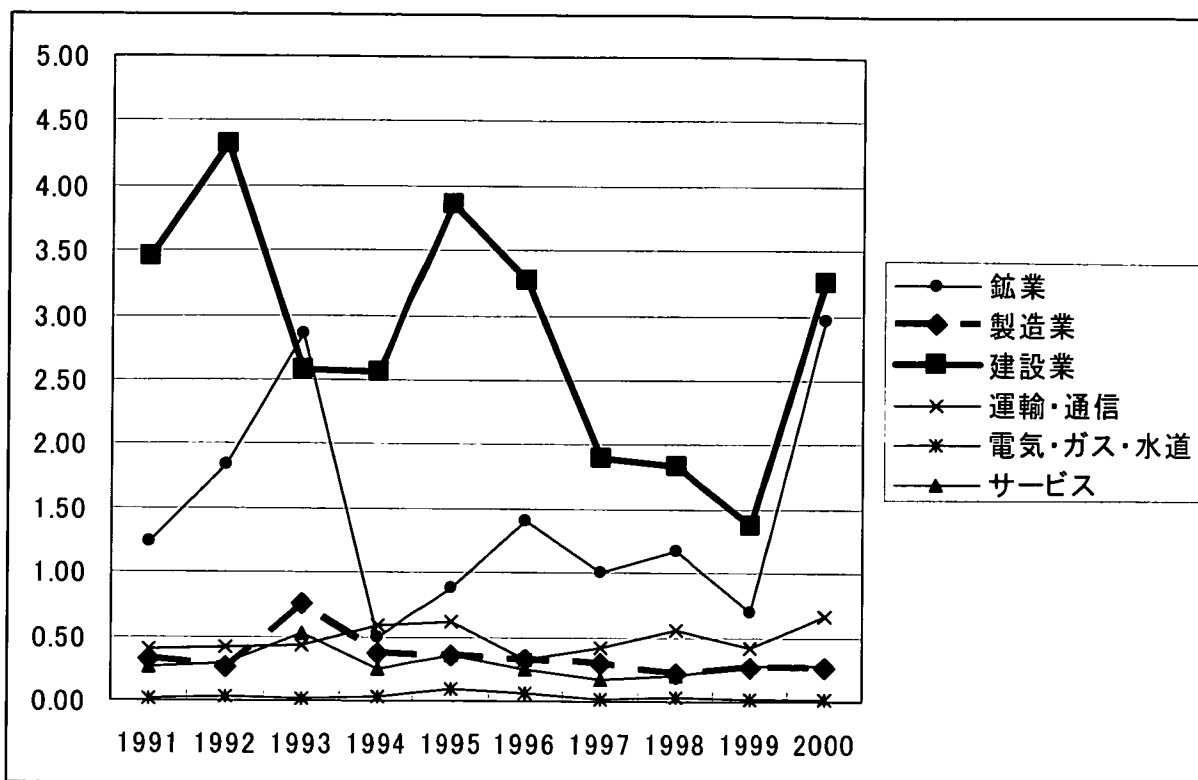


図 3.3.3 産業別労働災害損失額の対GDP比の推移

表 3.3.2 産業別労働災害損失額の対GDPの推移

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
鉱業	1.24	1.84	2.86	0.49	0.88	1.41	1.00	1.18	0.70	2.97
製造業	0.33	0.26	0.75	0.37	0.35	0.33	0.29	0.22	0.26	0.26
建設業	3.45	4.32	2.57	2.56	3.86	3.27	1.90	1.83	1.38	3.25
運輸・通信	0.40	0.42	0.43	0.59	0.61	0.33	0.41	0.55	0.42	0.67
ガス、電気・水道	0.01	0.03	0.02	0.03	0.09	0.06	0.02	0.03	0.02	0.01
サービス	0.27	0.29	0.52	0.24	0.35	0.25	0.17	0.20	0.28	0.28

(2)個別事例に基づく労働災害損失の積み上げ

①事業者の経済的損失

事業者の損失項目は第2章に詳細を示したが、以下のとおり、A. 事業者の直接支出分、B. 工事関係者（被災者以外）の不動賃金、C. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失、D. 営業活動・企業イメージ等に関する損失の大きく4つのタイプに分けられる。

表 3.3.3 事業者の損失項目

A. 事業者の直接支出
a. 支払保険料の増額分
b. 会社上積補償（会社規定に基づく補償費等）
療養補償費、休業補償費、付加休業補償費、障害補償費、遺族補償費、葬祭料弔慰金、移送費、入院中雑費、傷病見舞金、退職金割増額、諸貸金の弁済減免額 給付制限による会社負担、対物補償費、保険金一式、その他
c. 訴訟関係費用（会社規定によらないもの）
民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）、示談金、付随費用、その他
d. 建物等の物的損失
・建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等 ・機械、器具、工具、付属品等 ・資材類 ・その他
e. 現場の生産性に関する損失
・遅延回避のための損失 ・遅延による損失（人件費、現場管理費、遅延違約金等） ・その他
f. その他の損失
通信交通費、官庁関係費、地域対策費、その他
B. 工事関係者（被災者以外）の不動賃金
・救援、連絡、介添のための不働賃金 ・作業手待ちによる不働賃金 ・原因調査、記録のための不働賃金 ・現場の整理、復旧のための不働賃金 ・見舞い、付き添いのための不働賃金 ・葬儀、会葬のための不働賃金 ・安全教育等のための不働賃金 ・役所立会のための不働賃金 ・その他
C. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失
・当日の損失額 ・休業中の損失額 ・労働時間中の損失額 ・死亡または障害が残った場合の損失額
D. 営業活動、企業イメージ等に関する損失
・指名停止による損失 ・企業イメージ低下、信用力低下による損失

対象となる事業者は、建設現場の場合、被災者の所属会社の他、元請会社、関係する下請会社も含まれる。これら関係する全ての事業者の支出、役務等を金額換算して損失額を算出する。

しかしながら、現状、事業者の労働災害損失データは公表されたものはほとんどない。第2章のアンケート調査によれば、一部の企業は独自に損失額を算出しているものの、それらのデータは企業秘密の扱いで非公開の可能性が高い。また、仮に公表されていたとしても計測手法が確立されていない現状では比較・分析が困難である。

第2章において事業者レベルでみた労働災害損失の計測手法の構築を行ったが、次年度に予定する労働災害に伴う企業イメージの低下、信用力の低下等による損失額の計測手法を確立した上で、建設産業界との研究連携を図ることなどにより推計可能なデータ数を確保できれば、国民経済レベルの事業者の経済損失の計測が可能になる。

既存データとしては、第2章における労働災害損失事例調査の6事例と、アンケート調査における労働災害の3つのケースを対象とした企業の損失額の回答結果である。これらのデータは信頼性に限界があるものの他にデータがないことなどから、これらの結果を用い国民経済レベルにおける事業者の経済的損失を試算してみる。

a. 労働災害損失事例調査結果

労働災害損失事例調査結果（6事例）に基づく労働災害損失額、及びアンケート調査において労働災害損失額に関する設問における損出額算出の前提条件に基づく損失額の算出結果を示す。この前提条件とは、「労働災害に伴い、被災者との訴訟・示談、建物等の物的損失、工事の中断、工期の遅延、指名停止等の営業損失、企業イメージや社会的信用力の低下は生じなかったとすること」であり、下表の労働災害損失額からこれら前提条件に基づく損失額を差し引いたものである。これを下表の「アンケート調査で前提とした計測範囲内の損失額」に示す。

表 3.3.4 損失事例調査結果

(単位：万円)

		災害の程度	労働災害損失額	アンケート調査で前提とした計測範囲内の損失額*	備考
今回調査分	事例1	死亡	14,323	6,580	
	事例2	休業59日	13,742	199	
	事例3	休業73日	3,805	320	
	事例4	休業44日	3,502	155	
	事例5	休業311日	4,580	1,230	
	事例6	休業60日	3,484	250	

*：労働災害に伴い、被災者との訴訟・示談、建物等の物的損失、工事の中断、工期の遅延、指名停止等の営業損失、企業イメージや社会的信用力の低下は生じなかったものとする。

b. アンケート調査結果

アンケート調査においては、3つのケースの労働災害（1. 死亡、2. 休業90日、3.

休業7日)について損失額を推定し回答してもらった。回答結果の中央値は以下のとおりである。また、2章の損失額算出方法に基づき、アンケート設問の前提条件(下表脚注参照)の下、損失額を算出した結果を合わせて示す。

表 3.3.5 アンケート調査結果 (単位:万円)

	災害の程度	損失額 (回答結果の中央値)	前提条件に基づき 算出した損失額*
ケース1	被災者死亡	5,000	6,107
ケース2	休業90日	300	364
ケース3	休業7日	50	14

*算出の前提条件

被災者のプロフィールなどは次のとおり。

- ・被災者の年齢、性別… 45歳、男性
- ・被災者の所属会社… 1次下請会社(資本金1000万円)
- ・被災者の家族… 妻(40歳)、子供2人(17歳、14歳)
- ・被災者の平均日額賃金… 10,000円
- ・元請会社の工事請負金額… 10億円
- ・元請会社の資本金… 1000万円

また、災害に伴い生じる損失の内訳は次のとおり。

- ・労災保険料のメリット差額(労災給付金は含まない)
- ・会社上積補償
- ・被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失
- ・工事関係者の不働賃金(本問での災害時には、元請会社職員 延べ20人・時間、下請会社作業員 延べ20人・時間の対応を要したと仮定)
- ・通信交通費など
- ・被災者との訴訟・示談、建物等の物的損失、工事の中断、工期の遅延、災害に基づく指名停止措置、企業イメージや社会的信用力の低下は、生じなかったこととする

c. 労働災害損失額の推計

上記a、bの結果をみると、死亡災害の場合、損失額は5,000~7,000万円、休業日数50~90日の場合は200~400万円の範囲にある。これらは特定の前提条件に基づくものの、これらの結果を用いて平成15年度の労働災害損失額の推計を試みる。

1) 死亡災害による損失

まず、死亡災害については、aの事例調査結果では6,580万円、bにおけるアンケート結果は5,000万円、算出結果が6,107万円であったことから、おおよそ6,000万円と推計した。

平成15年度の死亡者数は561人であり、これに6,000万円を乗じると死亡災害の損失額は340億円となる。

$$\text{死亡災害損失額} : 561 \text{人} \times 6,000 \text{万円} = \text{約} 340 \text{億円}$$

表 3.3.6 建設業における死亡者数（平成 15、16 年）

	1～3月	4～12月	合計	備考
平成 15 年	144	404	548	
平成 16 年	147	447	594	
平成 15 年度死亡者数	404+147=561			

資料：建設業労働災害防止協会「平成 17 年建設業安全衛生年鑑」より作成

2) 負傷災害による損失

一方、負傷災害による損失は、上記 a、b の結果から休業 1 日当たりの平均損失額を算出し、これに、平成 15 年度に発生した労働災害に伴う同一年度に発生した休業補償給付延日数を乗じ、休業災害の総損失額を推計した。推計結果を以下に示す。

休業 1 日当たりの平均損失額（A）：3.9 万円／日
 平成 15 年度に発生した休業補償給付日数（B）：1,632,682 日
 休業災害の総損失額（A×B）：約 640 億円

その他には休業を伴わない負傷災害があるが、これについては次の労災保険給付で対象とするものの、事業者の損失としては大きな金額にはならないことから、ここでは対象から外す。

3) 労働災害損失額の推計

上記 1)、2) の結果から、平成 15 年度に発生した建設現場における労働災害に伴う事業者レベルにおける損失額は以下のとおり、おおよそ 1,000 億円となった。

ただし、この結果は、先に示したように特定の前提条件に基づく限られた範囲内での損失額の算出であり、損失額全体ではないことに留意する必要がある。

表 3.3.7 事業者レベルにおける労働災害損失

項目	内容
対象年度	平成 15 年度
対象とする主な損失	① 労災保険料支払増額分 ② 会社規定に基づく補償費 ③ 被災者の稼得能力喪失に伴う事業者損失 ④ 工事関係者の人的損失
対象としない主な損失	① 訴訟関連費用 ② 建物等の物的損失 ③ 現場生産性に関する損失 ④ 営業活動、企業イメージ等に関する損失
労働災害損失額	約 1,000 億円
内、死亡災害損失額	約 340 億円
内、負傷災害	約 640 億円

②労災保険給付

国民経済レベルの労働災害損失を算出するには、上記①事業者損失の他に、労災保険給付を加える必要がある。

労働災害に伴い発生する労災保険給付は、仮に労働災害が発生しなければ、労災保険給付の一部がメリット制により事業者へ還付されたり、労災保険積立金が増え財政融資資金となり政府の投資的経費の一部とされたりすることから、労働災害に伴いこれらは減額され、マクロ的な損失となる。

厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」によれば、平成11年度から平成15年度までの労働保険給付の推移は下表のとおりである。平成15年度の建設事業の労災保険給付額の合計は2,560億円である。

表 3.3.8 建設事業の労災保険給付の推移

(金額単位:千円、構成比単位:%)

	H11年度		H12年度		H13年度		H14年度		H15年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
療養補償給付	58,386,070	21.3	57,656,569	21.2	56,613,302	21.0	51,581,862	19.8	49,595,430	19.4
休業補償給付	49,760,760	18.1	49,368,958	18.1	49,202,406	18.2	47,693,844	18.3	46,219,702	18.1
障害補償一時金	16,561,943	6.0	15,632,427	5.7	14,649,630	5.4	13,809,453	5.3	13,093,063	5.1
遺族補償一時金	1,966,712	0.7	2,178,303	0.8	2,173,171	0.8	2,084,235	0.8	1,929,526	0.8
葬祭料	845,217	0.3	803,170	0.3	776,651	0.3	747,795	0.3	770,701	0.3
介護補償給付	2,655,081	1.0	2,674,065	1.0	2,710,926	1.0	2,754,273	1.1	2,732,745	1.1
年金等給付	144,119,178	52.5	143,923,418	52.9	143,497,333	53.2	142,322,172	54.5	141,542,507	55.3
二次健康診断等給付	—		—		5,479	0.0	18,045	0.0	26,291	0.0
建設事業合計	274,294,960	100.0	272,236,911	100.0	269,628,898	100.0	261,011,680	100.0	255,909,969	100.0

出所：厚生労働省「平成15年度労働者災害補償保険事業年報」

上表における保険給付種類別の概要を以下に示す。

1) 療養補償給付

原則、療養の給付すなわち診察治療等のサービスとして支給される現物給付（労災法13条1項）。

2) 休業補償給付

労働者が業務上負傷または疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給。とあるように、賃金の補填（労災法14条）。

3) 障害補償給付

労働者が業務上負傷または疾病にかかり、直ったときに身体に障害が存する場合、障害補償給付が行われる（労災法7条、15条、58条、59条）。障害等級に応じ障害補償年金または障害補償一時金として支給される。

4) 遺族補償給付

労働者が業務上死亡した場合、その損害を填補して遺族の生活を守るため給付。遺族補償年金と遺族補償一時金がある（労災法7条、12条の8、16条）。

5) 葬祭料

労働者が業務上死亡したときに支給（労災法12条の8第2項）。

6) 介護補償給付

介護補償給付は、障害補償年金または傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その障害補償年金または傷病補償年金の支給事由となる障害であって労働省令で定める程度の障害により、常時または随時介護を要する状態にあり、かつ、常時または随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間、当該労働者に対し、支給されるものである（労災法12条の8第4項）。

7) 年金等給付

年金には、上記の障害補償年金、遺族補償年金の他、傷病補償年金がある。傷病補償年金は、業務上負傷し、または疾病にかかった労働者が、当該負傷または疾病にかかる療養の開始後1年6カ月を経過した日、あるいは1年6カ月を経過した日後に、以下の2つの要件のいずれにも該当する場合に、その状態が継続している間、支給されるものである。

①当該負傷または疾病が治っていないこと

②当該負傷または疾病による障害の程度が労働省令で定める傷病等級に該当することである。

8) 二次健診等給付

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、一次健康診断（直近の健康診断）において、「過労死」等（業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生）に関連する血圧の測定等の項目について異常の所見が認められる場合、労働者の請求に基づき、二次健康診断等給付として二次健康診断及び特定保健指導を給付するものである。

（参考）労災保険料

労災保険料に関するデータについては、①保険料徴収決定済額、②保険料収納済額の2つがあるが、ここでは、実際のお金の流れに即している保険料収納済額を示す。

平成15年度の保険料収納済額は1兆400億円に及び、この内、建設事業は2,650億円である。

表 3.3.9 労災保険料徴収済額の推移（参考）

		H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
全業種	金額 (千円)	1,333,834,386	1,330,053,899	1,272,931,257	1,218,545,237	1,040,725,302
建設事業	金額 (千円)	342,218,100	352,267,169	332,535,520	309,345,907	264,846,593
	全業種比 (%)	25.66	26.49	26.12	25.39	25.45

出所：厚生労働省「平成 15 年度労働者災害補償保険事業年報」

③個別事例に基づく労働災害損失の積み上げ

①事業者の支出等、②労災保険給付を合計した結果、平成 15 年における積み上げ方式による労働災害損失は約 3,500 億円となった。

表 3.3.10 実体経済に基づく建設現場の労働災害損失（平成 15 年）

項目	損失額	備考
事業者の支出等	1,000 億円	
労災保険給付	2,560 億円	
合計	3,560 億円	

3.4 国民経済レベルでみた労働災害損失の算出手法の課題

3.3 で2つの方法で国民経済レベルでの労働災害損失を試算してみたが、それぞれの算出方法についての課題を以下に示す。

(1)被災者の労働損失日数に基づく生産力低下

被災者が働けなくなることにより生産高が低下することによる損失額の算出は、既存の統計データをベースに損失額を算出しているため、損失額を計測することは可能である。先に示したとおり既往研究においても採用されてはいるが、以下の課題がある。

①死亡した場合の労働損失日数は 7500 日である。また、下表のとおり、身体障害の場合も等級によって労働損失日数は 50～7,500 日である。この労働損失日数を用いて労働損失人数を算出し、対象年 1 年間の生産高の低下を算出し、それをもって労働災害損失としているが、死亡者 1 人につき 1 年間に 7500 日分の生産高は低下しない。障害を伴わない一時労働不能による労働損失日数のみを実態に近いといえる。

表 3.4.1 身体障害等級別労働損失日数

身体障害等級 (級)	労働損失日数 (日)	備考
1～3	7,500	
4	5,500	
5	4,000	
6	3,000	
7	2,200	
8	1,500	
9	1,000	
10	600	
11	400	
12	200	
13	100	
14	50	

出所：厚生労働省、労働災害動向調査報告、平成 15 年

②さらに、実体経済においては、労働者が働けなくなることが生産高の低下に直結するとは言いきれない。逆に、多くの企業においては、労働者が働けなくなってもそれをカバーする仕組みが構築されており、生産高はそれほど低下しないと考えられる。よって、労働損失日数から労働災害損失額を算出すると、過大な損失額になる可能性がある。

(2) 個別事例に基づく労働災害損失の積み上げ

労働災害に伴う関係事業者の損失と労災保険給付を合算した労働災害損失は、最も実体経済に近いものであるが、事業者損失の計測手法が確立されていないことが課題にあげられる。

今後、本研究において事業者レベルの労働災害損失計測手法が確立し、推計可能なデータ数を確保できれば、実体経済に近い形で労働災害損失額を計測することができる。

一方、労災保険給付については、既存データはその年における療養給付、休業補償、年金給付等それぞれの給付額合計が示されているため、ある年に発生した労働災害に伴う給付額を明らかにすることは困難である。労災保険給付の半分以上は年金等給付であり（表 3.3.8）、特定の年の労災保険給付は前年以前の労働災害に伴うものが相当程度あると推察できる。

(3) 今後の課題

(1)の算出手法による損失額は、上記のような課題はあるものの他に既存データがないことから、これらの課題があることを承知の上、一つの指標として用いることに意義があると考えられる。

しかし、今後は、(2)事業者の損失の計測手法を確立し、より多くの労働災害損失データを収集していくとともに、労災保険データの年次データの推計等を詳細に検討することが必要である。

Ⅱ－２．社会レベルでみた建設現場の労働災害の社会的影響に関する要因分析

分担研究者 嘉納成男 早稲田大学

1. 労働災害によって引き起こされる社会的影響

1.1 労働災害が影響を及ぼす範囲

建設活動における労働災害は、災害の犠牲になった労働者、その家族に多大な身体的な負担、精神的な負担、さらには経済的な負担が降り掛かって来る。さらに、災害を引き起こした現場においては、その災害に直接的にまた間接的に関わった作業者の精神的な負担と、作業へのモラルの低下となって影響する。当然、その現場運営にも非常な影響を及ぼす。

また、作業者を雇用する専門工事業や工事全体を管理する総合工事業にとっても、大きな負担となる。建設産業における災害多発の悪いイメージの定着化は、その産業への人材確保に大きなマイナスイメージとなる。

このような労働災害による個人や社会への悪影響は無視できないため、行政による各種法令の整備がなされる。この法令は、労働災害発生を抑制する力となるが、作業者の自由な作業を阻害するものとなり、作業の合理化や生産性向上が法令によって拘束される問題を生み出す。

以上のような観点から労働災害を見ると、労働災害は労働者やその雇用企業の問題ばかりではなく、社会全体、産業全体の話として、捉える必要がある。

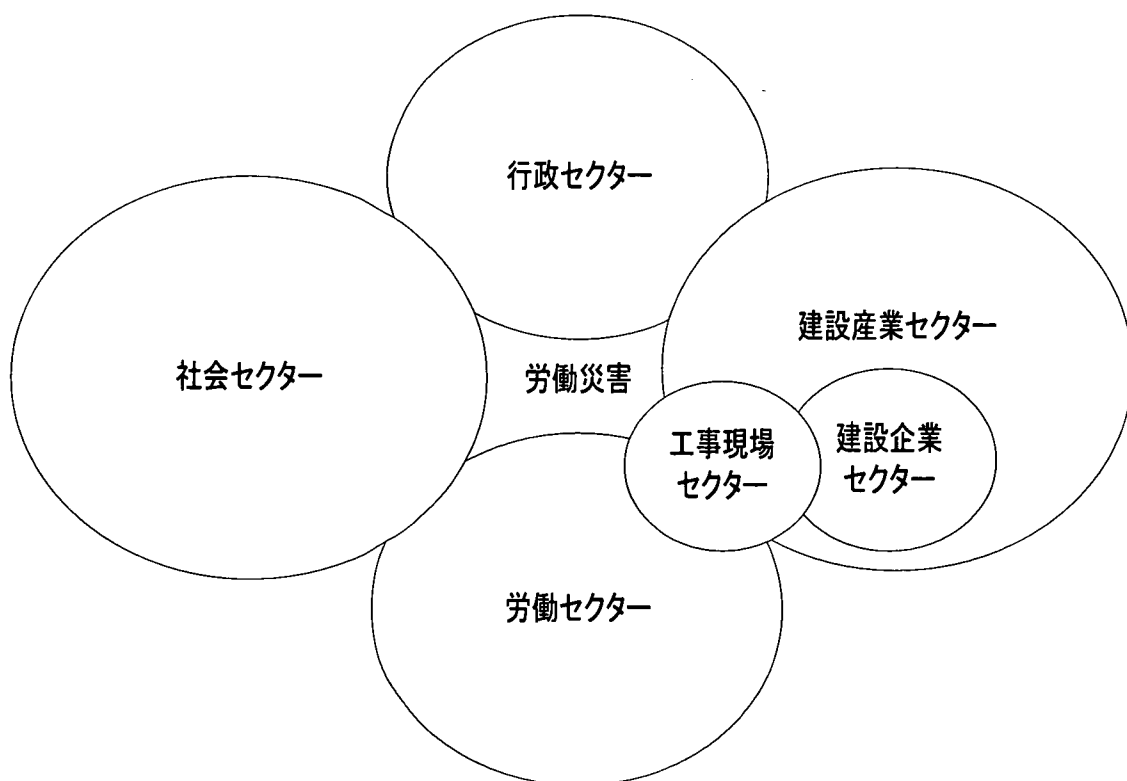


図1 労働災害が影響を及ぼす範囲

1.2 労働災害が影響を及ぼすセクター

労働災害が影響を及ぼす範囲を分解すると、6つのセクターに分けることができる。以下にその概要を示す。

- (1) 社会セクター：労働災害は、建設工事のイメージを低下させるとともに、建設産業における災害防止努力が十分ではないと社会から見られ、企業としての社会的信用が低下する。また、建設企業の諸活動に対して不信感を持たれることになり、企業の社会的な地位が低くなる。
- (2) 行政セクター：労働災害の多発は、行政レベルにおける法令の制定などの動機付けとなる。労働安全法令が過剰になるに従い、安全設備などについて法令を無視して作業をする業者の方がまじめにこれを遵守している業者よりも工事価格が低下することになる。このため、法令の遵守の監視体制が不備にある場合、不適格業者が多くの工事を受注する矛盾が生じる。
- (3) 建設産業セクター：労働災害の多発は、建設産業の社会性に対する不信感が強まり、産業としての魅力を著しく損なうことになる。このため、建設産業に入職を希望する技術者及び技能者の数が低下し、適者生存の競争原理が働かなくなり、そこで働く人々の適正度や能力が平均的に低下する現象が避けられない。
- (4) 建設企業セクター：労働災害は、建設関連企業への大学卒業の就業者の魅力をも遜減させる。このため、建設産業への入職希望者が低下する、この結果、不適切な人材が配置される。企業としてのイメージの低下は、企業としての信用度の低下を意味する。
- (5) 建設現場セクター：労働災害の多発は、法令強化によって、過剰な安全仮設、安全活動によって工事費の上昇や工期の増大を生む。これは、今後の社会資本整備における大きな障害となる。
- (6) 建設労働セクター：労働災害は、建設労働に対する魅力を低下させる。この結果、労働市場において競争力が働かなく、不適格な作業者が増加する。これは、安全意識の低下と不安全行動を誘発し、労働災害を増加させることにもなる。

1.3 因果連鎖図を用いた労働災害の影響に関するブレインストーミング

図.4.2 に、労働災害が引き起こす各種の影響について、因果連鎖図を用いたブレインストーミングを行った一例を示す。本章では、各種のブレインストーミングに基づいて、建設産業における労働災害が引き起こす影響の連鎖に着目し、その影響が被災者のみならず社会全体に波及することを明らかにする。

